三　当該国外居住扶養親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除に関する事項を記載する場合　次に掲げる書類

イ　第一号イに掲げる書類

ロ　当該国外居住扶養親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「レまで」を「ソまで」に、「同号ヲ」を「同号ワ」に改める。

第三百十六条の二第二項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第三号中「該当する旨」の下に「(当該国外居住親族の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当することである場合には、当該国外居住親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨」を加え、同条第三項中「もの」の下に「(当該国外居住親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの)」を加える。

第三百十八条の二中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二号中「該当する旨」の下に「(その者の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨)」を加える。

第三百十九条の十第二号中「該当する旨」の下に「(その者の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(1)に掲げる者に該当する旨)」を加える。

第四編に次の一章を加える。

第五章　源泉徴収に係る所得税の徴収

第三百三十四条の二　法第二百二十一条第三項第一号から第三号まで(源泉徴収に係る所得税の徴収)に規定する政令で定める期間は、同条第二項第一号に規定する給与等、同項第二号に規定する退職手当等又は同項第三号に規定する報酬等の支払をした次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間(その期間が明らかでないときは、その年の一月一日から十二月三十一日までの期間)とする。

一　個人　その年において業務を営んでいた期間

二　法人　法人税法第十三条(事業年度の意義)及び第十四条(みなし事業年度)に規定する事業年度

2　法第二百二十一条第三項の規定により、同項第三号に規定する報酬等の計算期間における同条第二項第三号に掲げる支払の日を同条第三項第三号イに掲げる日として同条第一項に規定する所得税の額を計算する場合における第三百二十二条(支払金額から控除する金額)の規定の適用については、同条の表の中欄に掲げる金額は、同日における法第二百二十一条第二項の規定により推計した同項第三号に掲げる支払金額又は同条第三項第三号ロに掲げる金額とする。

3　税務署長は、前項の場合(同項に規定する報酬等が法第二百四条第一項第六号(源泉徴収義務)に掲げる報酬又は料金である場合に限る。)において、同号に規定するホステス等のその業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度により第三百二十二条の表の下欄に規定する支払金額の計算期間の日数を推計して、同条の規定を適用することができる。

第三百三十六条第一項中「この条、次条第三項及び第四項並びに」を削り、「確認等」の下に「まで」を加え、「個人(」を「者(」に改め、同条第二項第一号中「この号から」を削り、同条第四項中「受ける個人の氏名」を「受ける者の氏名又は名称」に、「個人番号その他」を「個人番号又は法人番号その他」に、「当該個人の次条第二項第一号」を「その者の次条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は次条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人(当該個人の氏名」を「その支払を受ける者(その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号若しくは法人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改める。

第三百三十七条第二項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信を受けて」を「送信若しくは前項の規定による確認を受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける法人で法人番号保有者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項(通知等)に規定する法人番号保有者をいう。以下この編において同じ。)に該当するものが貯蓄取扱機関等の営業所の長に前条第一項から第三項までの規定による告知をする際、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、同法第三十九条第四項の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百三十八条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「同項」を「第三百三十六条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「の確認をした貯蓄取扱機関等」を「又は前条第四項の規定による確認をした貯蓄取扱機関等」に、「当該確認に」を「これらの規定による確認に」に、「対し、当該確認」を「対し、前項又は前条第四項の規定による確認」に、「並びに当該確認」を「並びにこれらの規定による確認」に改め、「ついて前項の」の下に「規定による」を加え、「氏名及び」を「氏名又は名称及び」に、「。次項」を「又は法人番号。次項」に改め、同条第三項中「の確認」を「又は前条第四項の規定による確認」に、「当該確認」を「これらの規定による確認」に改め、同条第四項中「の確認」を「若しくは前条第四項の規定による確認」に、「当該確認」を「これらの規定による確認」に、「当該通知を」を「通知を」に改める。

第三百三十九条第一項中「に個人番号」の下に「若しくは法人番号」を加え、同条第九項中「する」と、同条第四項」を「する」と、同条第四項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、「前条第一項から第三項までの規定による告知」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、同条第五項」に、「と、「当該告知が」を「と、「前条第四項」とあるのは「次条第九項において準用する前条第四項」と、「当該告知が」に、「「同項」を「「第三百三十六条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「の規定により読み替えられた前条第四項」を「において準用する前条第五項」に改める。

第三百四十二条第一項中「この条、次条第三項及び第四項並びに第三百四十四条第一項」を「第三百四十四条まで」に、「個人(」を「者(」に改め、同条第四項中「受ける個人の氏名又は名称」に、「個人番号又は法人番号その他」に、「当該個人の次条第二項」を「その者の次条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は次条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人の氏名」を「その支払を受ける者(その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号若しくは法人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改める。